

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 農林水産課 管理係
不利益処分名	徳島市農村環境改善センターの利用の承諾の取消し等
根 拠 法 令	徳島市農村環境改善センター条例
根 拠 条 項	第12条
連 絡 先	(電話 621 - 5245)
処 分 基 準	<p>市長は、次の各号の一に該当するときには、利用の承諾を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) 第8条各号の一に該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 利用の承諾に付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正の手段により利用の承諾を受けた事実が明らかとなったとき。</p> <p>(4) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく命令に違反したとき。</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)